

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県本庁舎（エレベーター外扉面・内壁面、ロビー柱、トイレ横壁面）の広告枠へ令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで広告を掲出する権利

(2) 広告枠の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る 1 月当たりの単価（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額）を記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7016

電子メール gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 4 日（金）までの間にインターネットの鳥取県行財政改革推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月25日（火）から令和8年9月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に令和8年9月11日（金）午後5時必着で送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月14日（月）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（金）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎 地下1階 令和の改新戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年9月4日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、くじによって決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。